



令和3年6月28日から交通反則金の納付について、振込納付ができるようになります。従来からの納付書による窓口納付もできます。

銀行ATM・ネットバンキングから反則金を「振込納付」

できます。



※手数料は納付者負担です。



※ 秋田県警察の警察官から告知された違反に限ります！

【振込納付の方法】

1 振込先(反則金納付専用口座)

秋田銀行 県庁支店

普通口座 口座番号 1039039

口座名 アキタケン ケイサツホンブ
ハンソクキン センヨウ



2 振込の手順

- ① 「振込先(反則金納付専用口座)」を入力
- ② 振込依頼人欄に、
 - ・ 「納付書右上の番号(告知番号と同じ6桁の番号)」を入力
 - ・ 違反者の「氏名」を入力
- ③ 納付書に記載された金額を振り込む

※ 分割して納付することはできません。

【注意点】

- 警察官から渡された納付書で銀行か郵便局の窓口で反則金を納めることもできます(代理の方でも納めることができます)。
- 振込納付による振込手数料は、納付する方の負担となります。
- 氏名・番号・金額は正しく入力してください。
- 入力漏れや入力誤りにより違反者・違反内容を確認できない場合は、納付したとみなされない場合があります。
- 領収証書は、発行しません。
- 反則金は、納付期限までに納付してください。期限までに納付できなかった場合は下記のお問い合わせ先に連絡してください。

【お問い合わせ】

秋田県警察本部交通部 交通反則通告センター
電話 018-824-3861

※ 受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分
(土日・祝日は留守番電話にメッセージをお願いします。)